

議案第16号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

[改正理由]

建築基準法が一部改正され、省エネルギー設備の設置等に係る建築物の容積率及び高さの特例等が新設されるとともに、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令が一部改正され、住宅のエネルギー消費性能を各部位、設備等の仕様により判断する誘導仕様基準が導入されたことに伴い、これらの事務に係る手数料を定める等のため改正する。

[内 容]

1 建築基準法の一部改正に伴う措置

(1) 審査手数料の追加（第9条関係）

建築基準法に基づく事務に係る手数料を次のように定めることとする。

ア 住宅又は老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等に係る容積率に関する特例の認定に係る審査手数料 27,000円

イ 第一種低層住居専用地域等内において屋上に省エネルギー設備等を設置する場合等の建築物の高さに関する許可に係る審査手数料 160,000円

ウ 高度地区内において屋上に省エネルギー設備等を設置する場合等の建築物の高さに関する許可に係る審査手数料 160,000円

(2) 一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度に係る対象行為の拡大（第9条関係）

建築基準法が一部改正され、一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度の対象行為に既存の建築物の大規模の修繕及び大規模の模様替が追加されることに伴い、これに応じた所要の整備を行うこととする。

(3) 建築基準法の一部改正に伴う規定の整備（第9条関係）

建築基準法の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

2 宅地造成等規制法の一部改正に伴う規定の整備（第11条及び第12条関係）

宅地造成等規制法が一部改正され、同法の題名等が改められるほか、旧宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事等の規制に係る経過措置が設けられることに伴い、本市の手数料についてこれに応じた措置を講ずることとする。

3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正等に伴う措置

(1) 住宅のエネルギー消費性能に係る誘導仕様基準の導入に伴う措置

ア 低炭素建築物新築等計画の認定に係る審査手数料の設定（第20条関係）

一戸建ての住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の認定に係る審査手数料の算定基準を次のように定めることとする。

(ア) 一戸建ての住宅

a 誘導仕様基準によるもの

床面積の合計	金 額
200㎡未満のもの	17,000円
200㎡以上のもの	19,000円

b a以外のもの

床面積の合計	金 額
200㎡未満のもの	34,000円
200㎡以上のもの	38,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分

a 誘導仕様基準によるもの

住宅部分の床面積の合計	金 額
300㎡未満のもの	33,000円
300㎡以上2,000㎡未満のもの	57,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	100,000円
5,000㎡以上のもの	160,000円

b a以外のもの

住宅部分の床面積の合計	金 額
300㎡未満のもの	69,000円
300㎡以上2,000㎡未満のもの	120,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	200,000円
5,000㎡以上のもの	280,000円

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る審査手数料の設定（第23条関係）

一戸建ての住宅等に係る誘導仕様基準による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る審査手数料の算定基準を次のように定めることとする。

(ア) 一戸建ての住宅

床面積の合計	金額
200㎡未満のもの	17,000円
200㎡以上のもの	19,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分

住宅部分の床面積の合計	金額
300㎡未満のもの	33,000円
300㎡以上2,000㎡未満のもの	57,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	100,000円
5,000㎡以上のもの	160,000円

(2) 低炭素建築物新築等計画の認定に係る審査手数料のその他の見直し（第20条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る審査手数料との算定基準の統一化を図るため、一戸建ての住宅以外の建築物における住宅部分に係る手数料の算定区分を住戸の総戸数から建築物の床面積に変更するほか、手数料の額の見直しを行うこととする。

4 その他

規定を整備することとする。

[適用]

- 1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正等に伴う措置
公布の日
- 2 建築基準法の一部改正に伴う措置
令和5年4月1日
- 3 宅地造成等規制法の一部改正に伴う規定の整備
令和5年5月26日